

(2) 平成24年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人平成24年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通

定するまでの仮納付)は行われません。

②特別徴収(年金からのお支払い)の人年金受給額が年額18万円以上の人には、原則年6回の年金受給日に、その年金から直接お支払いいいただけます。

□座振替でのお支払いを希望する人は、高齢介護課窓口への申し出により変更できます。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないと市町村が判断した場合に仮徴収額が変更されることがあります。この場合は変更通知書が送付されます。

健康診査について
人間ドック費用の助成

府後期高齢者医療広域連合の被保険者の皆さんに、「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にて、4月下旬ごろにお送りします。年度途中に新たに75歳になる人には、誕生日の翌月当初に順次お送ります。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機

の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。
本算定後の特別徴収平成25年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)後約10ヶ月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

平成24年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などによりすでに納めていた仮回数に振り分けて納めていた保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないと市町村が判断した場合に仮徴収額が変更されることがあります。この場合、保険料額の通知はありません。

4月の年金受給時に、2月にお支払いいただいた金額と同額を仮徴収額としてお支払いいただけます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないと市町村が判断した場合に仮徴収額が変更されることがあります。この場合は変更通知書が送付されます。

人間ドック費用の一部助成について

府後期高齢者医療広域連合の被保険者の皆さんに、「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にて、4月下旬ごろにお送りします。年度途中に新たに75歳になる人には、誕生日の翌月当初に順次お送ります。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機

の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

関などにおいて、受診券に記載された有効期限までに無料(年1回)で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などにご連絡のうえ、受診券と被保険者証を忘れずに持ちください。

ただし、次に該当する長期入院中や施設入所中の人は、病院・施設において健康管理が図られているため、健康診査の対象者から除いています。

①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の人は、②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している人は、※退院・退所したなど事情変更があった場合は、受診券を発行しますので問い合わせください。

人間ドックを受診した人は、申請するまでの間、領収書などを大切に保管願います。

注意事項

①人間ドックの領収書の写し
②検査項目が確認できるもの(検査結果通知書の写しなど)
③被保険者証
④□座情報がわかるもの(印鑑)

ふるさと納税制度

を活用し、わたしたちのまち、泉大津市を応援してください！



ふるさと納税制度について詳しくは、泉大津市HPをご覧ください！



後期高齢者医療制度に関するお知らせ

- 平成25年度の保険料と所得状況による軽減について
- 健康診査 ○人間ドックにかかる費用の助成について



平成25年度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。平成25年度は、被保険者均等割額5万1,828円、所得割率10.17%により保険料を算定します。(平成24年度と同じです)。

軽減対象となる人の判定は、所得情報がない場合は判定できませんので、所得のない人が市區町村から提供された所得情報に基づいて行いますので、被保険者の皆さんから申請をいだく必要はありません。ただしその情報が無い場合は判定できませんので、所得のない人は対象となりません。

額の9割が軽減されます。

ただし、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となります。

保険料の軽減が受けられる場合

①被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(5万1,828円)が軽減されます。(下表参照)

②所得割額の軽減

所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる所得金額が58万円以下(年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下※)の人は、所得割額が一律5割軽減されます。

※収入のあつた年の12月31日時点まで65歳以上の人の場合

③会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健保組合や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割

額は軽減されます。

④留意事項

所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる所得金額が58万円以下(年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下※)の人は、所得割額が一律5割軽減されます。

※収入のあつた年の12月31日時点まで65歳以上の人の場合

⑤留意事項

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健保組合や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額は軽減されます。

※収入のあつた年の12月31日時点まで65歳以上の人の場合

⑥留意事項

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健保組合や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額は軽減されます。

※収入のあつた年の12月31日時点まで65歳以上の人の場合

⑦留意事項

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健保組合や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額は軽減されます。

※収入のあつた年の12月31日時点まで65歳以上の人の場合

⑧留意事項

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健保組合や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額は軽減されます。

※収入のあつた年の12月31日時点まで65歳以上の人の場合

⑨留意事項

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健保組合や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額は軽減されます。

※収入のあつた年の12月31日時点まで65歳以上の人の場合

■平成25年度 後期高齢者医療制度 の保険料

保険料
(年額)
(限度額 55万円)

均等割額
被保険者
1人当たり
5万1,828円

所得割額
賦課のもととなる
所得 × 所得割率
(10.17%)

所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の総所得金額および山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません)

※基礎控除額などの数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。

※軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※国民健康保険と同様、当分の間、年金收入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人にについては、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

■均等割額の軽減率

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の均等割額(年額)
①下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,182円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,774円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+24万5,000円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)】を超えないとき	5割	2万5,914円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	4万1,462円

△特定健診／介護保険料の減免制度／エコショップのご紹介

①受診券と質問票の送付	4月下旬に保険年金課より市国保の対象者に「特定健康診査受診券」と質問票を送付します。	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。年に1回は、特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。</p>	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。年に1回は、特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。</p>
②特定健診の日程確認	特定健診は保健センターで行う個別健診がありますので、表1で日程などをご確認ください。	●40～74歳の人へ	●40～74歳の人へ

△市町村国民健康保険（泉大津	①受診券と質問票の送付	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。年に1回は、特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。</p>	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。年に1回は、特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。</p>
②参考 保険証に記載されている「保険者」の種類	●40～74歳の人へ	●40～74歳の人へ	●40～74歳の人へ

△市町村国民健康保険（泉大津	○75歳誕生日当日前日以降	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。年に1回は、特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。</p>	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健诊を実施しています。年に1回は、特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。</p>
○75歳誕生日当日前日以降	●40～74歳の人へ	●40～74歳の人へ	●40～74歳の人へ

△市町村国民健康保険（泉大津	○75歳誕生日当日前日以降	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。年に1回は、特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。</p>	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。年に1回は、特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。</p>
○75歳誕生日当日前日以降	●40～74歳の人へ	●40～74歳の人へ	●40～74歳の人へ



■(表1) 特定健康診査の日程・場所 健診は年度内に特定健診、国保プチドック（※1）、人間ドックのいずれか一回の受診に限る

特定健診	対象	日 程	申込方法		健診会場
			集団健診	個別健診	
国保 プチドック (※1)	40～74歳 (75歳誕生日前日 ～昭和49年3月 31日生まれ)	6/21(金)、23(日) 10/18(金)、20(日) (※2)	予約不要。受付時間は午前9時～11時30分		保健センター (宮町2-25)
		受診券到着後～平成26年3月31日	受診前に医療機関にお問い合わせください。	市内特定健康診査指定医療機関 (受診券同封のパンフレット参照)	
人間 ドック	30～74歳 (受診時現在)	5/30(木) 6/17(月)、18(火) 7/16(火)	定員100人で予約。特定健診受診券に同封のプチドック案内ちらしを参照してください。(4月下旬送付予定)		保健センター
		▶40～74歳・受診券到着後～平成26年3月31日 ▶30～39歳・受診券は届きません。受診前に必ず保険年金課窓口に申請してください。	要予約(直接医療機関へ)	人間ドック指定医療機関 (表2)	

(※1) 国保プチドックとは、特定健診と3つのがん検診（肺・胃・大腸）がセットで受診できる健診です。受診料2,500円
(※2) 6/21、23、10/18、20日は、健康推進課の実施するがん検診（肺・胃・大腸）が保健センターで実施されます。がん検診の受診を希望する場合は、保健センターへの予約（先着順）が必要になります。予約開始日など詳しくは今月号中綴じの「成人保健予定表」をご覧ください。

■(表2) 人間ドック・脳ドック指定医療機関一覧 (料金は税込)

医療機関名	電話番号	所在地	人間ドック		助成額 (上限)
			日帰りの 基本料金	人間ドックと 同日実施の場合	
市立病院	32・5622	泉大津市下条町	4万4,100円	4万2,000円	人間ドック 3万円
府中クリニック	40・2154	和泉市肥子町	4万円	5万円	脳ドック 2万円
岸和田徳洲会病院	072・445・9908	岸和田市加守町	4万円	3万5,000円	
ベルクリニック	072・224・1717	堺市堺区戎島町	4万4,100円	実施なし	
聖教會OCAT 予防医療センター	0120・728・797	大阪市浪速区湊町	4万2,000円	4万7,250円	
鳳総合健診センター	072・260・5555	堺市西区鳳東町	4万2,000円	4万7,250円	
大手前病院 健康管理センター	06・6941・9620	大阪市中央区大手前	初回4万9,350円、 2回目～4万6,725円	脳ドックのみは不可	
馬場記念病院	072・265・6006	堺市西区浜寺船尾町	4万2,000円	5万2,500円	

*脳ドックと30～39歳の人間ドックは、受診前に必ず保険年金課へ申請してください。「助成決定通知書」をお渡しします。40～74歳の人間ドックは「特定健康診査受診券」が決定通知書の代わりになります。※「助成決定通知書」か「特定健康診査受診券」を受診時に指定医療機関の窓口に提出し、基本料金から助成額を引いた金額をお支払いください。例：市立病院で人間ドックを受けた場合の支払額…4万4,100円－3万円＝1万4,100円 府中クリニックで人間ドックと脳ドックを同日に受けた場合の支払額…4万4,100円+3万円＝7万4,100円

△市町村国民健康保険（泉大津	○75歳誕生日当日前日以降	<p>●40～74歳の人へ</p> <p>生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、それぞれが加入している保険者によって行われ、対象者には、特定健診の案内が各保険者から届きます。医療保険証に記載されている「保険者」〔参考〕を参照を確認ください。</p> <p>なお、市では、国民健康保険（以下、国保）に加入している40歳から74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています</p>
----------------	---------------	--

